総国政第１４２号
平成２５年８月３０日

武雄市
市長　樋渡　啓祐　殿

総務省情報通信国際戦略局長
阪本　泰男

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官
梅田　勉

平成２４年度補正予算「ＩＣＴ街づくり推進事業」の委託について（依頼）

標記について、別添委託契約書により貴機関に委託したいので、よろしく取り計らい願います。

なお、ご承諾の上は、下記の文書をご提出願います。

記

１　承諾書（様式適宜）　１部
２　契約書（別添委託契約書を袋綴じし、押印したもの）　２部

以上

平成２４年度補正予算ＩＣＴ街づくり推進事業
委託契約書

支出負担行為担当官　総務省大臣官房会計課企画官　梅田　勉（以下「甲」という。）は、武雄市　市長　樋渡　啓祐（以下「乙」という。）と、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１章　総則

（契約の目的）

第１条　甲は、平成２４年度補正予算ＩＣＴ街づくり推進事業（以下「本実証事業」という。）に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は本契約及び実施計画書（第４条に定める実施計画書をいう。以下同じ。）に基づき信義に従い誠実に委託業務を履行することを受託する。

（委託額）

第２条　甲は、乙に対し、金 534,800 円（消費税額及び地方消費税額を含む。以下「委託額」という。）の範囲内において、本契約書に従い委託業務の実施に要する経費を負担するものとする。

（委託期間）

第３条　平成 25 年８月 30 日から平成 26 年３月 15 日までを委託期間とし、乙は、委託期間内に委託業務を完了しなければならない。

（実施計画書）

第４条　委託業務の目的、内容、実施体制、実施場所及び実施に要する経費の内訳等は、別添の実施計画書及び予算計画書に定めるとおりとする。

（契約保証金）

第５条　甲は、本契約において、乙に対し、会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の９第１項本文の規定による契約保証金の納付を、同項ただし書並びに予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第１００条の３第３号の規定により、全額免除する。

第２章　委託業務の実施

（委託業務の実施）

第６条　委託業務の内容は、実施計画書に定めるとおりとする。

２　前項のほか、委託業務の実施には、実施計画書に定められた事項に付帯する一切の業務を含むものとする。

３　乙は、実施計画書に従い、信義誠実の原則に則り、善良なる管理者の注意をもって委託業務を実施しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に従って実施しなければならない。

４　乙は、委託業務の実施中、事故その他委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生した場合は、直ちにその旨を甲に通知し、被害拡大防止のため必要な措置を講じるとともに、事故原因、委託業務への影響等をかかる事由の発生から７日以内に報告しなければならない。

（再委託）

第７条　乙は、委託業務の全部を第三者に委託（請負又は委任によるものをいう。以下「再委託」という。）してはならない。

２　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、別に定める様式により再委託承認申請書を甲に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合はその限りではない。

一　再委託の金額が５０万円を超えない場合

二　契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の５分の１を超えない場合

イ　翻訳、通訳、速記及び反訳の類

ロ　調査研究報告書等の外注印刷等の類
ハ　パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類
ニ　会議開催の会議室、会場等の借り上げの類
ホ　調査研究に必要な各種情報収集経費の類
ヘ　納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

3　甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

4　乙は、再委託した業務を行う第三者（以下「再受託者」という。）との間で生じる一切の紛争を、乙の責任及び負担において処理しなければならない。

5　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指定する事項について、再受託者と約定しなければならない。

（権利義務の譲渡）

第８条　乙は、第三者に対して、本契約により生じる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、信用保証協会法（昭和第２８年法律第１９６号）に規定する信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2　乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し、乙又は乙から債権を譲り受けた者（以下「丙」という。）が民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合には、甲は次に掲げる異議を留めるものとする。

一　甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二　丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三　甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と丙の間の協議により決定されなければならないこと。

3　第１項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令第４２条の２の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（委託業務の管理）

第９条　甲は、委託業務の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

一　委託業務の実施状況、実施方法について、期限を定めて調査し、報告させること。

二　甲の職員等を乙の事業所等へ派遣し、委託業務の実施に立ち会わせること。

2　甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、委託業務の実施に必要な指示を乙に行うことができるものとする。ただし、甲の行う指示が実施計画書の変更に係る場合は、第１３条又は第１４条に規定するところによるものとする。

3　前二項の規定は、委託期間の属する年度の終了日の翌日から起算して５年間は、なおその効力を有するものとする。

（委託業務の実施に要する経費の支出）

第１０条　乙は、第１４条第１項第３号に該当する場合を除き、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。

2　経費は、別に定める委託業務費積算基準に従い、次に掲げるＩからⅣまでの項目のとおりとし、同基準に特段の定めのない経費は次に掲げるＶの「一般管理費」（ただし、上記ＩからⅣの合計額の１０％以内の金額でなければならない。）にて手当てしなければならない。

Ⅰ　物品費

Ⅱ 人件費・謝金
Ⅲ 旅費
Ⅳ その他
Ⅴ 一般管理費

（証憑書類の整備）
第１１条　乙は、委託業務の実施に当たって、委託業務の実施に係る経費の支出状況を明らかにした帳簿類及び証憑類（以下「証憑書類」という。）を整備しなければならない。
２　乙は、前項の証憑書類について、委託期間の属する年度の終了日の翌日から起算して５年間保存しなければならない。
３　乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該証憑書類に係る経費について、正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明しなければならない。また、示された証憑書類が正当な根拠と認められない場合についても同様とする。
４　第１項に定める証憑書類の様式及び内容のほか、乙による委託業務の実施に関する経理処理については、甲が別途定めるところに従うものとする。

（実証事業評価の実施）
第１２条　甲は、実証事業の成果・目標の達成状況等について、委託期間中に事業評価を行うことができるものとし、乙はこれに協力するものとする。
２　甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙と協議し、本契約の内容の変更を行うことができるものとする。
３　甲は、委託期間終了後に、同期間内に実施した委託業務の内容、事業化の計画等について、事業評価及び追跡調査を行うことができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

第３章　変更手続

（変更契約の締結）
第１３条　甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更することができるものとする。
一　委託期間の中途において、委託額又は委託期間の内容の変更を行う必要が生じたとき。
二　著しい経済情勢の変動、天災地変等により本契約に定める条件での契約の一部の履行が困難となったとき。
三　甲の予算又は方針の変更等により本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
２　前項の規定による本契約内容の変更において、相手方の承諾を得た甲又は乙は、相手方と変更契約書を取り交わし、変更契約を締結するものとする。その際、実施計画書の記載内容に変更が生じる場合は、乙は、第１４条に従い甲の承認を得た上で新たな実施計画書を甲に提出するものとする。
３　前項の規定により変更契約を締結するときは、総務省の所在地で行う。

（実施計画書の変更）
第１４条　乙は、実施計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに別に定める様式により実施計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一　前条の規定により変更契約を締結する場合
二　次条第２項の規定により届出を行う場合で、甲が適当と認めた場合
三　実証事業に要する経費の内訳の項目間の流用で、次のすべての条件を満たす場合
イ　Ⅰ　物品費、Ⅱ　人件費・謝金、Ⅲ　旅費、Ⅳ　その他のいずれかの項目間の流用であること
ロ　流用額が、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの合計額の２０％を超えないこと
四　前三号に掲げるものの他、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であると甲が認める場合
２　　甲は、前項本文の承認をする場合には、条件を付すことができる。

（実証担当者の異動等）
第１５条　本契約において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

一　「実証担当者」とは、乙に属する者で実施計画書に実証担当者として記載され、実証事業を主体的に行う者をいう。
二　「実証補助者」とは、実証担当者の指示の下に本実証事業の補助を行う者をいう。
三　「実証代表者」とは、本実証事業を統括する立場にある実証担当者をいう。
四　「委員会委員」とは、実施計画書に委員会委員として記載され、本実証事業の実施上必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置される委員会における前３号の者を除く有識者をいう。

２　乙は、次の各号に掲げる事項については、別に定める様式により速やかに甲に届け出るものとする。
一　実証担当者を新たに追加したとき。
二　実証担当者の所属等に異動が生じたとき。ただし実証担当者が離任する場合を除く。
三　実証担当者が交代したとき。ただし、実証代表者が交代したときを除く。
四　新たに委員会を設置したとき。
五　委員会委員を新たに追加したとき。
六　委員会委員が離任したとき。
七　委員会委員に異動が生じたとき。
八　委員会委員が交代したとき。

（契約者の変更の報告）
第１６条　乙は、その名称、代表者又は住所を変更したときは、別に定める様式による契約者等異動報告書により速やかに甲に報告しなければならない。

第４章　支払に関する手続

（概算払）
第１７条　乙は、委託業務が完了する前に支払を受けなければ委託業務の実施に支障を及ぼすときは、別に定める様式による概算払請求書により、委託業務の実施に要する経費の一部の支払（以下「概算払」という。）を請求することができるものとする。

２　甲は、前項の規定による概算払の請求について、その事由が正当なものであることを認め、概算払財務大臣協議が整った場合には、経費の一部を概算払することができる。

３　甲は、適法な概算払請求書を受領した日から起算して、３０日以内に、これを乙に支払うものとする。

（実績報告書の提出）
第１８条　乙は、委託業務が完了した日（第４３条、第４４条又は第４５条の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合はその解除の日）の翌日から起算して１０日後又は平成２６年３月２６日のうちいずれか早い日までに、別に定める様式による実績報告書に第１１条で定める証憑書類の原本又はその写しを添付して甲に提出しなければならない。なお、甲が不要と認めた証憑書類についてはこの限りではない。

（検査及び報告の要求）
第１９条　甲は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から起算して１０日以内に、その内容が本契約に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

２　甲は、前項の検査のほか、次に掲げる検査を行うことができるものとする。
一　委託業務の実施に要する支出計画や経費処理状況に関する委託期間中の検査
二　その他甲が必要と認める検査

３　甲は、前２項の検査を次に掲げる事項について行うことができるものとする。この場合、甲は必要に応じ、乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を期限を定めて求めることができる。
一　実績報告書に記載されている実証事業の内容と支出した経費との整合性
二　実施計画書と実績報告書の内容の整合性
三　機械装置等の製作状況並びにこれらの利用及び操作状況
四　証憑書類の原本又はその写し
五　その他甲が委託業務に関して必要と認める事項

４　甲は、第１項及び第２項の検査を乙の事業所等及び甲の指定する場所において行うことができるものとする。

5　甲は、第１項及び第２項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査日時、検査場所、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合には、かかる事前の通知なく第１項及び第２項の検査を実施することができる。
6　乙は、前項本文の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。
7　乙は、第１項、第２項及び第４項の規定による検査並びに第３項の報告及び資料の提出に応じなければならない。
8　第２項から前項までの規定は、委託期間の属する年度の終了日の翌日から起算して５年間、なおその効力を有するものとする。

（額の確定）
第２０条　甲は、前条第１項の規定による実績報告書の検査及び第２８条第４項の規定による実証事業報告書の審査等の結果、経費の支出状況が適切であると認めたときは、委託額と委託業務の実施に要した経費の額とのいずれか低い額を、甲が支払うべき経費の額（以下「確定額」という。）として確定し、これを乙に通知しなければならない。
２　第１１条第３項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できない経費、前条第１項の規定による検査又は同条第３項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費及び同条第１項の規定による検査の実施中に乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できなかった経費は、委託業務の実施に要した経費に含まないものとする。

（経費の請求及び支払）
第２１条　乙は、前条第１項の規定による通知を受領した後、別に定める様式による精算払請求書により、速やかに甲が指定する期日までに甲に確定額を請求するものとする。ただし、第１７条の規定に基づき経費の概算払が行われた場合、乙が請求する額は、確定額から既払額を控除した額とする。
２　甲は、適法な精算払請求書を受領した日から起算して３０日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。
３　前項の規定にかかわらず、甲は、乙の精算払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部を不当と認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書の内容の不当が乙の軽微な過失によるときは、当該請求書を返付した日から是正された精算払請求書を甲が受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとし、当該請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときは、適法な精算払請求書の提出がなかったものとする。

（相殺）
第２２条　甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、本契約に基づき乙に支払うべき金額と当該債務の対当額について相殺することができるものとする。

（遅延利息）
第２３条　甲は、約定期間内に経費を支払わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。
２　甲は、前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（過払金等の返還）
第２４条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求により、既に概算払を受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「過払金」という。）を甲に返還しなければならない。

一　概算払の額が、第２０条に規定する確定額を超えるとき
二　概算払の額が、第４３条に規定する甲の負担すべき額を超えるとき
三　概算払の額が、第４４条に規定する甲の支払義務の全部又は一部を免除した後の甲の負担すべき額を超えるとき
四　その他過払金のあるとき

２　乙は、第１９条第２項第２号の検査の結果、第２１条第１項の規定に基づき既に支払を受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「確定後過払金」という。）が明らかになったときは、甲の請求により、その確定後過払金を甲に返還しなければならない。なお、甲は、第１１条第３項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できない経費、第１９条第２項の規定による検査又は同条第３項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費を、確定後過払金として請求することができるものとする。

３　乙は、前２項の規定により甲に過払金又は確定後過払金（以下「過払金等」という。）を返還する場合において、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から返還する日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、第２３条第１項に定める割合により計算した延滞金を付して返還しなければならない。

第５章　取得財産の管理

（財産の管理）

第２５条　乙は、委託業務の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後も、甲から別途指示があるまで同様とする。

２　第２０条の規定による経費の額の確定までは、取得財産の所有権は乙に帰属するものとするが、乙は当該取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

３　乙は、取得財産について、別に定める様式による取得財産明細表を備え、甲から別に指示がある場合を除き、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後、取得財産明細表を実績報告書に添付して提出するものとする。

４　乙が取得財産を亡失又はき損したときは、それによって生じた損害の賠償はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

５　乙は、第２０条の規定による経費の額の確定後、甲の指示に従って甲の指定した期間内に取得財産の所有権を移転するとともに、甲の指示に従って取得財産の占有を移転又は取得財産の廃棄等の処分をしなければならない。なお、所有権の移転に伴う返還又は廃棄等の処分に要する費用は乙の負担とする。

６　乙は、取得財産に対し、抵当権、質権その他の担保物権を設定し、又は本条の定めによる場合を除き、これを第三者に譲渡してはならない。

（有価物の発生）

第２６条　乙は、委託業務の実施上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物の発生が見込まれる場合は、速やかに甲に報告し、処分等の方法について、甲の指示を受けなければならない。

第６章　成果の取扱い・知的財産権

第１節　定義

（用語の定義）

第２７条　本契約において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

一　「実証成果」とは、本実証事業の実施により得られた発明等の技術的成果をいう。
二　「発明等」とは、次に掲げるもの（それぞれに関し、外国における同種の法律による保護の対象となるものを含む。）をいう。
　イ　特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第１項に規定する発明
　ロ　実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第２条第１項に規定する考案
　ハ　意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第１項に規定する意匠及びその創作
　ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第２項に規定する回路配置及びその創作

ホ　著作物及びその創作
ヘ　第３２条の規定に従い指定されたノウハウの案出
三　「著作物」とは、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項に規定する著作物（外国における同種の法律による保護の対象となるものを含む。）をいう。
四　「プログラム等」とは、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（外国における同種の法律による保護の対象となるものを含む。）をいう。
五　「ノウハウ」とは、知的財産権による保護を受けない営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報の中で秘匿することが可能で財産的価値があるものをいう。
六　「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成１６年法律第８１号）第２条第１項に規定するコンテンツ（外国における同種の法律による保護の対象となるものを含む。）をいう。
七　「知的財産権」とは、産業財産権、産業財産権を受ける権利及び著作権をいう。
八　「産業財産権」とは、次に掲げるものをいう。
イ　特許法に基づく特許権
ロ　実用新案法に基づく実用新案権
ハ　意匠法に基づく意匠権
ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権
ホ　外国における上記各権利に相当する権利
九　「産業財産権を受ける権利」とは、次に掲げるものをいう。
イ　特許法に基づく特許を受ける権利
ロ　実用新案法に基づく実用新案登録を受ける権利
ハ　意匠法に基づく意匠登録を受ける権利
ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
ホ　外国における上記各権利に相当する権利
十　「著作権」とは、著作権法第１７条第１項に規定する著作権及び外国におけるこの権利に相当する権利をいう。
十一　「著作者人格権」とは、著作権法第１７条第１項に規定する著作者人格権及び外国におけるこの権利に相当する権利をいう。
十二　知的財産権の「利用」とは、次に掲げるものをいう。
イ　特許法第２条第３項に規定する行為
ロ　実用新案法第２条第３項に規定する行為
ハ　意匠法第２条第３項に規定する行為
ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に規定する行為
ホ　著作物を利用する行為

第２節　成果の取扱い

（成果報告書の提出）
第２８条　乙は、委託業務が完了した日（第４３条、第４４条又は第４５条の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合は、その解除の日）の翌日から起算して１０日後又は平成２６年３月２６日のうちいずれか早い日までに、成果報告書を甲に提出しなければならない。
２　成果報告書は、印刷物及び電子媒体によるものを各１部提出するものとし、電子媒体の種類及び記録方式等については、別途甲の指示に従うものとする。
３　成果報告書には、乙が本実証事業を実施することにより得られた実証成果の詳細、実施計画書に定められた本実証事業の目的に照らした達成状況及び実証事業の公表に係る情報、発明等並びにその他の技術情報を的確に整理して記載するものとする。ただし、未公表の実証成果及びコンテンツについては、甲と協議の上、調整を図るものとする。
４　甲は、第１項の規定により成果報告書の提出を受けたときは、その内容が本契約に適合するものであるかどうかを審査するものとする。
５　甲は、成果報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料の提出を乙に求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（著作権等の保証）
第２９条　乙は、甲に対し、成果報告書が第三者の権利（著作権、肖像権等を意味し、産業

財産権は除く。次項において同じ。）を侵害していないことを保証するものとする。
２　成果報告書に関して第三者から権利の侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。ただし、乙が甲の指示に従った結果、第三者から権利の侵害等の主張があったとき（乙が、甲の指示に従えば第三者の権利を侵害するおそれがあることを知りながらその旨を甲に告げなかったときを除く。）は、この限りではない。
３　乙は、成果報告書に記載した内容に関連した事業を行う場合、第三者の産業財産権の侵害とならないよう、十分な調査を行うものとする。また、第三者から産業財産権の侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。ただし、乙が甲の指示に従った結果、第三者から産業財産権の侵害等の主張があったとき（乙が、甲の指示に従えば第三者の権利を侵害するおそれがあることを知りながらその旨を甲に告げなかったときを除く。）は、この限りではない。

（実証成果の発表又は公開）
第３０条　甲及び乙は、実証成果を発表又は公開することができる。ただし、その内容に未公表の実証成果及びコンテンツに係るものが含まれるときは、発表又は公開前に、その対応について甲乙協議の上、調整を図るものとする。
２　乙は、前項の規定に基づき実証成果を発表又は公開しようとする場合は、それらを行おうとする日の１０日前までに、別に定める様式による外部発表投稿票を甲に提出しなければならない。
３　乙は、第１項の規定に基づき実証成果を発表又は公開する場合は、その内容が甲の委託業務の結果得られたものであることを明示しなければならない。
４　乙は、第１項の規定により、実証成果を発表又は公開するために印刷物を作成するときは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第６条第１項の規定に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２５年２月５日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の「判断基準」を満たすことに努め、「配慮事項」についても可能な限り配慮しなければならない。

第３節　知的財産権

（知的財産権に関する職務規程の整備）
第３１条　乙は、本契約の締結後速やかに、実証担当者等が本実証事業を実施した結果、得られた実証成果又はコンテンツに係る知的財産権を実証担当者等から乙に帰属させる旨の契約を当該実証担当者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を当該実証担当者等から乙に帰属させる旨の契約を既に締結し、又はその旨を規定する内部規程を定めており、これらを本実証事業に適用できる場合はこの限りではない。

（秘匿すべきノウハウの指定）
第３２条　実証成果のうち、秘匿すべきノウハウについて、甲乙協議の上指定し、甲は、その旨を乙に通知するものとする。
２　前項の規定による指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
３　前項の規定による秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（ノウハウの使用）
第３３条　乙は、秘匿すべきものとして指定されたノウハウについて、前条第２項の規定による秘匿すべき期間において第三者にその使用を許諾しようとするときは、事前に甲の承認を受けなければならない。

（発明等及びコンテンツの記録物の封印）
第３４条　乙は、本契約の締結時に既に保有している発明等及びコンテンツがある場合であって、委託業務の結果生ずる発明等及びコンテンツと混合するおそれがあると判断されるときは、本契約の締結時に既に乙が保有している発明等及びコンテンツを記録化し（以下、記録化したものを「封印物」という。）、本契約の締結後６０日以内に、別に定める様式に

よる封印申請書を甲に提出するものとする。なお、本実証事業が前年度と同じ実証テーマの継続である場合は、甲が要求した場合を除き、封印は行わない。
2　前項の封印申請書の提出があったときは、甲乙両者立会いの上、封印を実施するものとする。
3　甲は封印物のリストを、乙は封印物のリスト及び封印物を保管する。
4　発明等及びコンテンツが、本実証事業の成果であるか否かについて、甲乙間に争いのあるときは、甲乙両者立会いの上、封印物を開封することができるものとする。
5　甲は、前項の開封の結果、第３２条第１項の規定に基づき指定したノウハウが本実証事業以外のものと認められるときは、当該ノウハウの指定を解除するものとする。
6　第４項の開封後は速やかに再封印するものとする。
7　甲は、第４項の開封により知り得た発明等及びコンテンツを使用し、又は第三者に洩らしてはならない。

（知的財産権の帰属）
第３５条　甲は、乙が、別に定める様式による知的財産権確認書を本契約の締結日に甲に提出し、次の各号のいずれの規定も遵守することを約した場合、本実証事業によって得られた実証成果又はコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。
一　乙は、本実証事業によって実証成果又はコンテンツが得られた場合には、遅滞なく、第３７条の規定に基づいて、その旨を甲に報告すること。
二　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙の承諾を得ずに当該権利を第三者に利用させることができること。
三　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。
四　乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において当該知的財産権を排他的に利用する権利の設定若しくは移転（以下「専用実施権等の設定等」という。）の承諾をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けること。
イ　子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
ロ　承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。）をいう。）又は認定ＴＬＯ（同法第１２条第１項又は同法第１３条第１項の認定を受けた者をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
ハ　技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
2　甲は、乙が前項の規定による知的財産権確認書を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
3　乙は、知的財産権確認書を提出したにもかかわらず、第１項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
4　前二項の場合、乙は甲の指示に従い、知的財産権の譲渡に必要な措置をとり、知的財産権譲渡に必要な手続に協力し、知的財産権の甲による確保のために必要なものを甲に引き渡す等しなければならない。

（成果の利用行為）
第３６条　第３５条第１項の規定にかかわらず、本実証事業によって作成し甲に提出された成果報告書その他これに類する著作物に係る著作権は、甲に帰属する。
2　乙は、甲及び甲に利用を許諾された第三者による前項の著作権の利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（知的財産権に関する報告）
第３７条　乙は、本実証事業によって得られた実証成果又はコンテンツに係る産業財産権の登録等の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から６０日以内に、また、海外への出願若しくは申請又は特許協力条約に基づく国際出願の場合は１２０日以内に別に定める様式による産業財産権出願報告書を甲に提出しなければならない。
２　乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１０号）、実用新案法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１１号）、意匠法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１２号）等を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る実証事業の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
３　乙は、第１項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から６０日以内に、別に定める様式による産業財産権報告書を甲に提出しなければならない。
４　乙は、本実証事業によってプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、当該プログラム等又はコンテンツが完成した日から６０日以内に、別に定める様式による著作物報告書を甲に提出しなければならない。
５　乙は、本実証事業によって作成し甲に提出する著作物（プログラム等及びコンテンツを除く。）については、当該著作物の提出後６０日以内に、別に定める様式による著作物報告書を甲に提出しなければならない。
６　乙は、本実証事業により生じた実証成果若しくはコンテンツに係る知的財産権（プログラム等以外の著作物の著作権を除く。）を自ら利用したとき又は第三者にその利用を許諾したとき（ただし、第３９条第２項に規定する場合を除く。）は、別に定める様式による知的財産権利用届出書を甲に遅滞なく提出しなければならない。
７　乙は、本実証事業により生じた実証成果若しくはコンテンツに係る知的財産権のうち、プログラム等を除く著作物の著作権について、甲の求めに応じて、自己による利用及び第三者への利用許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）
第３８条　乙は、本実証事業によって得られた実証成果又はコンテンツに係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、前３条、第３９条、第４０条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
２　乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、別に定める様式による知的財産権移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第３５条第１項第４号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
３　乙は、第１項の移転を行ったときは、別に定める様式による知的財産権移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の利用許諾）
第３９条　乙は、本実証事業によって得られた実証成果又はコンテンツに係る知的財産権について、甲以外の第三者に利用を許諾する場合には、第３５条、第３６条及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
２　乙は、本実証事業に係る知的財産権について、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、別に定める様式による知的財産権専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第３５条第１項第４号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
３　乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったとき（前項ただし書の場合を含む。）は、別に定める様式による知的財産権専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）
第４０条　乙は、本実証事業によって得られた実証成果又はコンテンツに係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、別に定める様式による知的財産権放棄報告書によりその旨を甲に報告しなければならない。

（国の帰属に係る知的財産権の管理）
第４１条　第３５条第２項又は第３項の規定に該当する場合、乙は、本実証事業によって得

られた実証成果又はコンテンツについて、次に掲げる手続を、甲の承諾を得た上で、甲の名義により行うものとする。
一　特許権、実用新案権及び意匠権にあっては、出願から権利の成立に係る登録までに必要となる手続
二　回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要となる手続
２　甲は、前項の場合において本実証事業に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（日本国における登録が行われたときに権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

第７章　雑則

（通知等の発効）
第４２条　甲から乙又は乙から甲に対する通知、届出又は報告は、文書によるものとする。
２　前項の規定による通知、届出又は報告は、甲から乙に対するものにあっては発信の日から、乙から甲に対するものにあっては受信の日から、それぞれ効力を発するものとする。

（甲の契約解除権）
第４３条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一　乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。
二　乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
三　乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告をしたとき。
２　前項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたとき、乙は、その解除により完了できない実証事業部分（以下「未完了部分」という。）に係る履行義務を免れるものとし、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、違約金として委託額（本契約締結後、委託額の変更があった場合には、変更後の委託額）のうち未完了部分に対応する金額の百分の十に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を甲の指定する期限内に支払わなければならない。乙は、甲が定めた期限内に違約金を支払わないときは、期限の翌日から当該違約金の納付日までの日数に応じ、第２３条第１項に定める割合により計算した利息を甲に支払わなければならない。また、甲は、未完了部分に係る経費の支払義務を免れるものとする。
３　前項の違約金の支払いは、本契約その他法令に基づく損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

（乙の契約解除権）
第４４条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一　甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
二　委託業務の実施が不可能又は著しく困難になった正当な理由を乙が示して申請を行い、甲が承認したとき。
２　前項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたとき、乙は、未完了部分に係る履行義務を免れるものとし、甲は、その未完了部分に係る経費の支払義務を免れるものとする。

（不測の事態により本実証事業の実施が不可能な場合の措置）
第４５条　著しい経済情勢の変動、天災地変等予測することができない事由であって、甲、乙、いずれの責にも帰することのできない事由により、本契約に定める条件での契約の全部又は一部の履行が困難となったときは、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。
２　前項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたとき、乙は、未完了部分に係る履行義務を免れるものとし、甲は、その未完了部分に係る経費の支払義務を免れるものとする。

（著しく異なる部分の訂正）
第４６条　甲は、委託期間の中途又は終了後のいずれの場合においても、取得財産又は本契約に関する報告の内容が本契約の目的及び甲の承認した実施計画書と著しく異なると認めたときは、取得財産、成果報告書及び実績報告書の内容のうち当該著しく異なる部分について、乙の負担による補修、取替又は修正を乙に対し請求することができる。
２　前項の請求は、成果報告書の提出日の翌日から１年以内に行わなければならない。

（不正等の行為に対する措置）
第４７条　甲は、乙が委託業務の実施に当たり不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対し、本契約の履行に関する監査を指示し、その結果を期限を定めて文書で甲に報告させることができる。
２　甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認めるときは、乙の事業所等に立ち入ることができる。
３　甲は、不正等の事実が確認されたときは、第９条第１項又は第１９条第２項の規定に基づき、検査等を行うものとする。
４　甲は、前項の規定に基づく検査の結果、過払金等が生じていた場合は、当該過払金等の返還を乙に求めるものとし、乙はそれに応じなければならない。乙は当該過払金等を甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から返還する日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、第２３条第１項に定める割合により計算した利息を付して返還しなければならない。
５　甲は、不正等の行為に関する事実を確認したときは、氏名及び不正等の行為の内容を公表することができるものとする。
６　乙は、別に定める指針に従い、事前に不正等の防止の措置を講じなければならない。また、甲は、不正等の行為に関する疑義が生じたとき又は事実を確認したときは、当該指針に従い、必要な措置を講じることができるものとし、乙は甲が講じる措置に従わなければならない。
７　甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

（嘘偽の資料提出に対する違約金）
第４８条　乙は、第１１条において整備及び保存することとされている証憑書類において、甲が本契約に基づく経費の支払債務の履行後に前条の検査により嘘偽の資料であることを確認したときは、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、前条第４項に基づく過払金等の支払に加えて、当該過払金等の金額と同一の額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が過失により事実と異なる証憑書類を整備及び保存していたときはこの限りではない。また、乙は、甲が定めた期限内に当該違約金を支払わないときは、期限の翌日から納付日までの日数に応じ、第２３条第１項に定める割合により計算した利息を甲に支払わなければならない。
２　前項の違約金の支払いは、本契約その他法令に基づく損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

（履行遅延金）
第４９条　乙は、乙の責に帰すべき事由により、実績報告書、成果報告書及び前条に規定する報告の要求について、それぞれの期日に遅延して提出又は報告したときは、それぞれの期日の翌日から履行の日までの日数に、委託額の千分の一を乗じた金額を、甲に支払わなければならない。

（賠償責任）
第５０条　乙は、本実証事業を自己の責任において行うものとし、その実施に当たり被った損害、乙に属する者の損害及び第三者に与えた損害に対しては、甲は一切の損害賠償の責を負わないものとする。ただし、乙が甲の指示に従った結果、損害が発生した場合（乙が、甲の指示に従えば第三者の権利を侵害するおそれがあることを知りながらその旨を甲に告げなかった場合を除く。）は、この限りではない。

（守秘義務）
第５１条　乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する情報については、委託期間中はもとより、本実証事業の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、守秘

義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。
一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
六　第三者に開示することにつき、書面により事前に相手方の同意を得た情報
２　前項の有効期間は、本実証事業の完了若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して５年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（協力事項）
第５２条　乙は、本実証事業の円滑な実施のため、次に掲げる事項について甲に協力するものとする。
一　技術上の成果に関する資料（成果報告書を除く。）の作成
二　本実証事業委託に係る経理に関する資料の作成
三　甲が開催する成果報告会における報告及びそれに伴う資料の作成
四　本実証事業に関する評価等に係る資料の作成

（属性要件に基づく契約解除）
第５３条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）
第５４条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
一　暴力的な要求行為
二　法的な責任を超えた不当な要求行為
三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
四　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
五　その他前各号に準ずる行為

（下請負契約等に関する契約解除）
第５５条　乙は、契約後に下請負人等（下請負人（再受任者からの請負人を含み、下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、再受任者（下請人からの受任者を含み、再委任以降のすべての受任者を含む。）及び受注者、下請負人又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、第５３条及び第５４条の規定に基づく解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が、第５３条及び第５４条の規定に基づく解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し

契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）
第５６条　甲は、第５３条、第５４条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第５３条、第５４条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）
第５７条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（存続条項）
第５８条　甲及び乙は、本実証事業を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。
一　各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの
第９条、第１１条第３項及び第４項、第１９条第２項から第８項まで、第２４条、第３２条第３項、第３３条、第４６条並びに第５１条に規定する事項
二　各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの
第８条、第１２条第３項、第２２条、第２５条、第２９条、第３０条、第３４条第３項から第７項まで、第３５条、第３６条、第３７条、第３８条、第３９条、第４０条、第４１条、第４２条、第４７条、第４８条、第４９条、第５０条、第５２条、第５３条、第５４条、第５５条、第５６条、並びに第５７条に規定する事項

（契約書の解釈）
第５９条　本契約書の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は本契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

（専属的合意管轄）
第６０条　本契約に関する訴は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

平成 25 年８月 30 日

甲　東京都千代田区霞が関二丁目１番２号
総務省
支出負担行為担当官
大臣官房会計課企画官　梅田　勉

乙　佐賀県武雄市武雄町大字昭和１番地１
武雄市
市長　樋渡　啓祐

様式１

平成24年度補正予算　実施計画書

１．事業名

オープンデータシティ武雄の見える化とエコシステムによる農業活性化

２．実施機関

武雄市

３．事業内容

事業全体の実施計画は別紙参照。

（１）目的

「収益性の高い、やりがいのある農業の確立」と「高齢者の福祉」を強力に推進するため、ICTの利活用を通じて「農業の振興」と「農業従事者の負担軽減、健康作り」を行う。

（２）達成目標

本事業の円滑かつ効果的な実施のための各種地元調整を行うことにより、以下の達成を目指す。

○農業生産：

・新規就農者数の増（年間１０名（現状）→１５名（目標））

・収穫量及び農業所得の増（平均収量とベテランの最大収量の差収量の５０%の収量増）

・就業時間の減（従事時間８時間（現状）→遠隔監視含め従事時間８時間（目標））

・従事日数の減（専業農家の従事日数３００日（現状）→２５０日（目標））

○予防医療

・安心充足度の確認、模擬訓練等実施によるシステム構築の充実確認（アンケート調査）

○自治体インターネット通販サイト（ＦＢ良品）を通じた農産物の販売

・単価の増（２割向上）

・インターネットによる販路確立（１００ｋｇ以上の販売実績）

（３）実施内容

本提案にある各種事業を円滑に進めていくため、地元農家や企業、団体等との調整を行う。具体的には、

・各種会合への参加や戸別訪問による参加農家の発掘や普及啓発

・本事業における他提案団体と参加農家との仲介や各種調整

・本市の農業振興施策とのすり合わせ及び連携

・シンポジウムの開催に向けた地元調整

などを行う。

（４）条件への対応

<u>①　実証事業の内容を住民に広く周知して、住民に参加してもらえるような具体的な方策を自治体主導で講じること</u>

本事業の提案団体が連携して、本事業に関する情報提供や生産者の声、将来に向けた展望などについて意見交換等を行うシンポジウムを開催。市内の農産品の販売や紹介、普及啓発等を行う「がばい武雄の物産まつり」（１１月上旬、昨年度は5万人の集客）に合わせて開催する予定。

② 委託契約終了後も継続的に事業を実施するため、持続可能な事業計画を策定すること。

２年目以降のランニングコストについては、参加農家全体に係る経費（通信料やシステム利用料など）を１０００万円程度と想定。基本的には増収入分から各農家がまかなうものではあるが、市内の農家負担軽減及び農業振興の観点から、農家の負担を１／２、市の負担を１／２とし、各農家には１万円／月程度の負担を、また、市としては約５００万円の負担を考えている。

③ 実証プロジェクトの実施前と実施後を比較し、住民に対するメリットを含め、どのような成果が得られたのか、できる限り定量的な評価を行うこと。

〇農業生産：

・新規就農者数の増（年間１０名（現状）→１５名（目標））
・収穫量及び農業所得の増（平均収量とベテランの最大収量の差収量の５０%の収量増）
・就業時間の減（従事時間８時間（現状）→遠隔監視含め従事時間８時間（目標））
・従事日数の減（専業農家の従事日数３００日（現状）→２５０日（目標））

〇予防医療

・安心充足度の確認、模擬訓練等実施によるシステム構築の充実確認（アンケート調査）

〇自治体インターネット通販サイト（ＦＢ良品）を通じた農産物の販売

・単価の増（２割向上）
・インターネットによる販路確立（１００ｋｇ以上の販売実績）

関係者での協議を経て指標を確定させ、中間評価や最終評価をはじめ定期的に評価を実施、改善が必要な事項については継続的に対応する。

④ インターネットを通じて、国内外に進捗状況、成果等を発信するための体制を構築すること。

武雄市役所 facebook ページなどで本事業の進捗状況を随時発信。

⑤ 「ＩＣＴ街づくり推進会議」の検討を踏まえ、ＩＣＴを活用した街づくりに係る共通プラットフォームの開発に向けて検討を行う体制を構築すること。

本事業の提案団体による実施体制を継続するとともに、本事業にて構築・活用したシステムやサービスに関する利用者からのフィードバックを分析することで、共通プラットフォーム開発への検討のインプットとする。

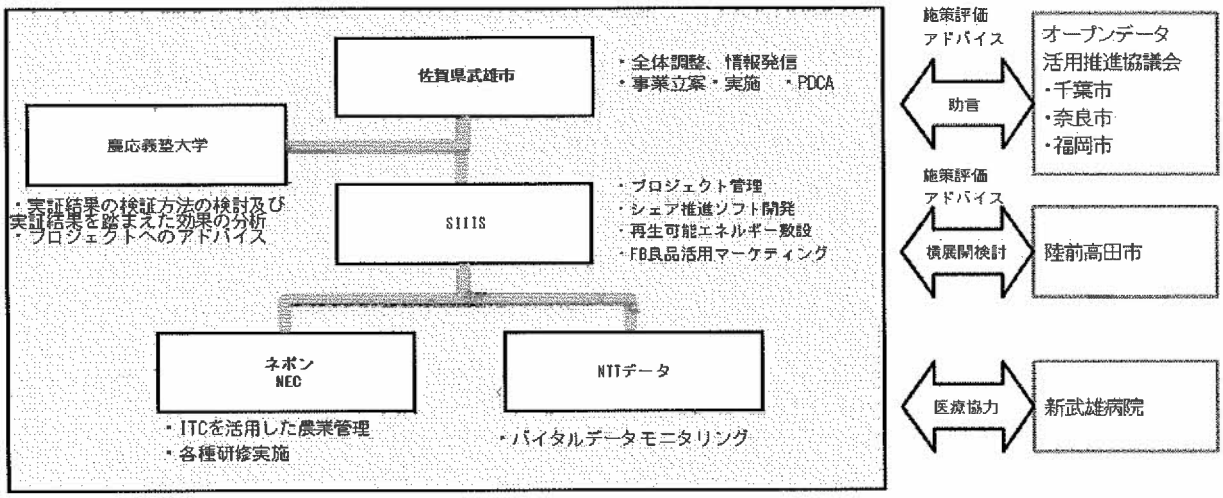

⑥　共通プラットフォームで扱うデータのうち、オープン可能なものについてはオープンデータとして公表し、二次利用の活用を積極的に促すための具体的な計画を策定すること。

耕作放棄地データや有機栽培実施農地データ、水門監視データなど農業生産の向上や新規就農者獲得につながるデータを、今秋を目途に、本事業で構築するポータルサイトにて公開。また、ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会が実施するアイデアコンテスト（６月～１１月）と連携し、オープンデータを活用したビジネス創出を図っていく。

４．実施体制[1]

（１）実証担当者[2]

氏名	役職	所属	役割
山下　朋彦	課長	営業部　農林課	
弦巻　一寿	課長	営業部　商工流通課	

（２）委員会委員[3]

５．実施場所[4]

佐賀県　武雄市

６．期間　　契約日締結日より　平成２６年３月１５日まで

---

[1] 氏名、所属及び役職を記載すること。

[2] 実証事業を統括する立場にある実証担当者（実証代表者）は氏名の前に○を付すこと。
全ての実証担当者について、別添 実証担当者経歴説明書を作成すること。

[3] 委員会名及び当該委員会を構成する委員会委員の氏名、所属及び役職を記載すること。

[4] 実証事業を行う事業所等の名称、住所を記載すること。

別添

実証担当者経歴説明書

事業名：「オープンデータシティ武雄の見える化とエコシステムによる農業活性化」

（平成２５年６月１３日現在）

・氏名（ふりがな）　山下　朋彦　（やました　ともひこ）
・生年月日（年齢）　[redacted]
・所属機関　武雄市
・所属部署　営業部　農林課
・所属機関所在地　〒８４３-８６３９佐賀県武雄市武雄町大字昭和１番地１
・役職　課長
・電話　０９５４　（２３）－９３３５
・FAX　０９５４　（２３）－７１０２
・E-mail　[redacted]@city.takeo.lg.jp
・エフォート[1]　１５％
（根拠：年間総仕事時間：２０１５時間、本実証業務従事時間３００時間）

・実証担当者経歴
1988 年 4 月 1 日　武雄市役所　入庁

・氏名（ふりがな）　弦巻　一寿（つるまき　かずとし）
・生年月日（年齢）　[redacted]
・所属機関　武雄市
・所属部署　営業部　商工流通課
・所属機関所在地　〒８４３-８６３９佐賀県武雄市武雄町大字昭和１番地１
・役職　課長
・電話　０９５４　（２３）－９１８３
・FAX　０９５４　（２３）－７１０２
・E-mail　[redacted]@city.takeo.lg.jp
・エフォート[2]　１５％
（根拠：年間総仕事時間：２０１５時間、本実証業務従事時間３００時間）

・実証担当者経歴
1988 年 4 月 1 日　武雄市役所　入庁

---

[1]年間の仕事時間を 100%として求める、当該実証業務に従事する時間の割合（%）。なお、標準的な１日の仕事時間は所属する実証機関が定めている正規の就労時間（通常８時間程度）とし、残業によって生じる実証業務従事時間を含むことも可とする。また、その根拠となる年間の仕事時間と本実証業務に従事する時間も記入すること。

[2]年間の仕事時間を 100%として求める、当該実証業務に従事する時間の割合（%）。なお、標準的な１日の仕事時間は所属する実証機関が定めている正規の就労時間（通常８時間程度）とし、残業によって生じる実証業務従事時間を含むことも可とする。また、その根拠となる年間の仕事時間と本実証業務に従事する時間も記入すること。

参考2

様式１

別紙：全体実施計画書

１．事業の目的

【地域が抱える課題】

・農家一戸当たりの農業粗生産額が佐賀県内の七市のなかでも著しく低い
・農家人口の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加への対応が課題
・集落機能の低下により農村の良好な環境保全活動には農業者だけでは限界がある。

（「武雄市総合計画」より）

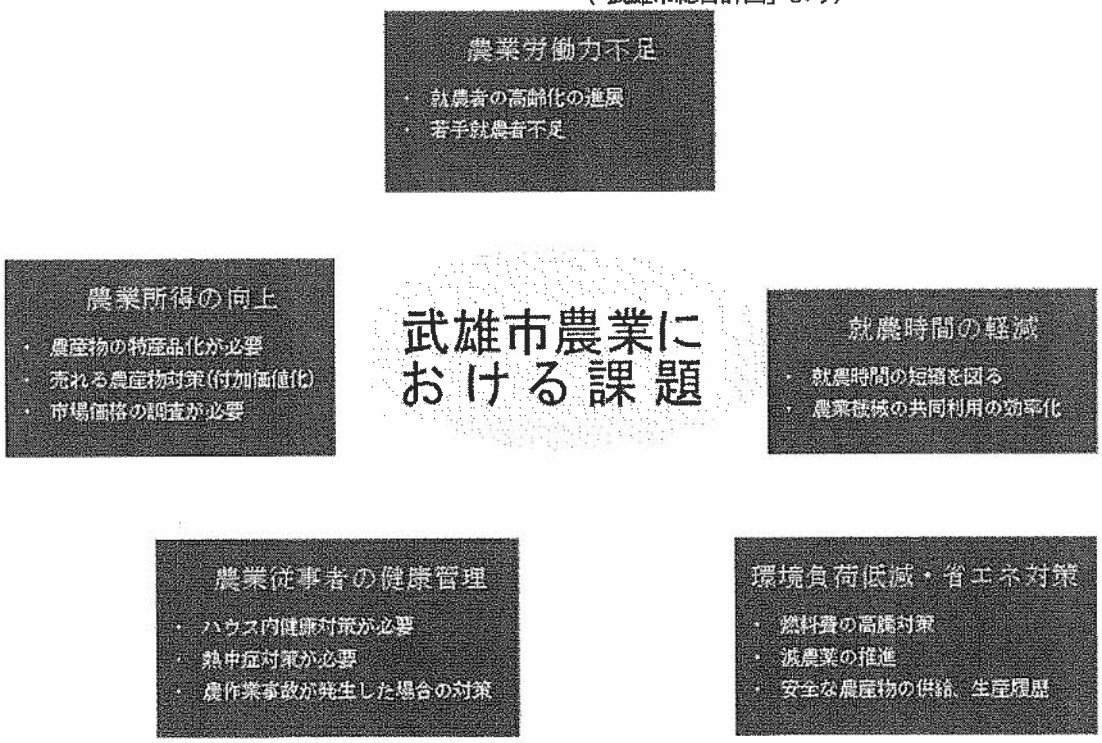

武雄市の基幹産業は農業である。その特徴としては、米や麦、大豆の生産が盛んであり、これまでJA佐賀を通した出荷を主体としており、市場でも高い評価を受けてきた。しかし近年は、国内消費量の低下や価格の低迷による生産者の増産意欲の減退などもあって、年々農業所得が低下し、県内の市の中でも最も低い水準となっている（下図参照）。また、全国と同様に農業従事者の高齢化や担い手不足による農業離れが深刻な問題となっており、その結果、遊休農地や耕作放棄地の増加を招いている。そのほかにも、有害鳥獣であるイノシシによる農作物被害も年間で約1,500万円に上っており、農家を悩ませる課題を抱えている。

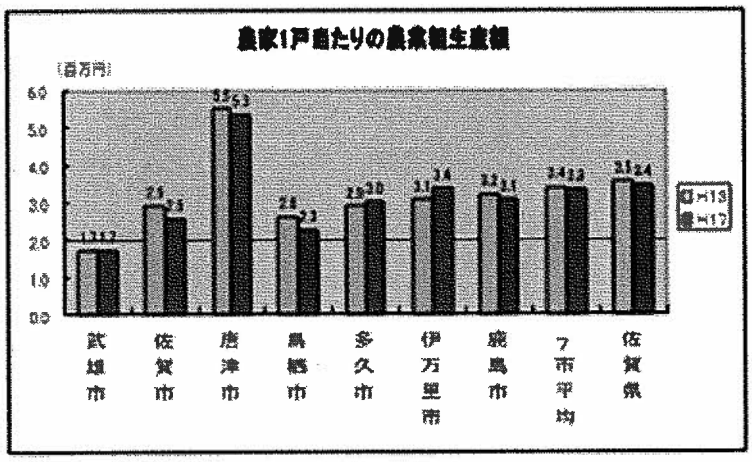

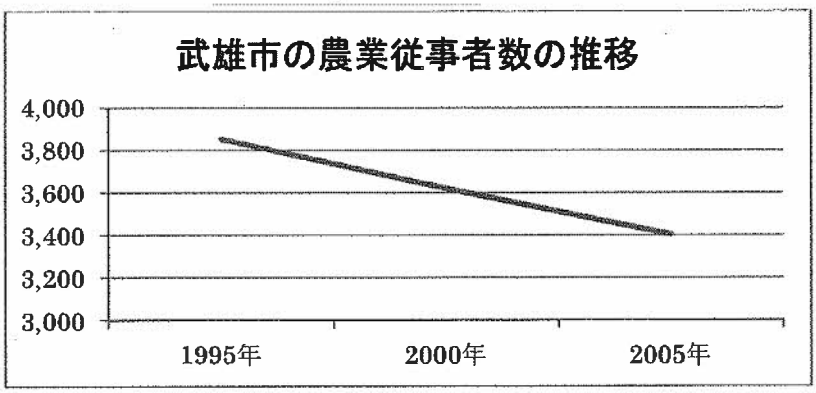

このような状況を踏まえ、武雄市では、食用・薬用・加工用と多様性のあるハーブの一種「レモングラス」の栽培を平成19年度より開始し、農事組合法人による生産・加工・販売によって、収益性の高いやりがいのある農業の確立を図ってきたところであり、今後も引き続き収益性の高い農作物を選定し、それらの生産や販売を促進することが求められている。

【事業の目的】

これらの課題を踏まえ、武雄市では「武雄市総合計画」において、目標として「収益性の高い、やりがいのある農業の確立」を掲げており、まちづくりの一つの柱として掲げている。

当事業においては、「収益性の高い、やりがいのある農業の確立」を実現するために、ICTを利活用した以下の取組を実現することを目的とする。

・ICTを利用した生産管理、各種資源・情報のシェア実施による 技術の画一化、高品質化、労力軽減 → 兼業/高齢農家の負担軽減 & 若年農業従事者の確保

→ ハウスに各種センサーを設置し、センサーからの情報をクラウド上に蓄積し、ネットワーク上でこれを生産者と農協で共有することで、ハウスの監視の省力化やデータに基づく営農指導による生産性の向上を図る。その他、農機具やハウス設備や収穫時期等の労働者等の各種リソースを農家、農協間でシェアすることで農業従事者の資金的負荷、人的負荷の軽減を図り、農業生産性の向上、農業従事者数の増加を図る。

・病院とタイアップした農業従事者の安心・安全ネットワークの確立
→　高齢農家の不安解消、生産性の向上を図る。
・対象を農業従事者に絞った、ビッグデータ分析による、エビデンスに基づく効率的な保健事業による農業従事者の健康作りと生産性向上
→　農業従事者に対し、ICT を活用することで予防医療、介護予防の取組を重点的に行うことで、農業従事者の健康を維持しつつ、安心・安全な就農環境を整備することで、武雄市の農業の人的基盤を強化し、生産性の向上を図る。
・SNS(FB 良品）を利用した本事業による生産物の高付加価値化、新たな販路拡大
→　農業生産物をブランド力の高いネット上のチャネルで販売することで、高付加価値化、販路拡大を図り、農業従事者の経営基盤の強化を図る。

２．達成目標

当事業の目的は、農業振興（農業従事者の増加と農業従事者の増加）と安心・安全の向上であり、そのための手段として ICT を活用し、農業従事者の負担軽減や健康作りを行うものである。したがって、達成目標としては以下を掲げる。

・新規就農者数の増加　年間 10 名（現状）→年間 15 名（目標）
従来からの農業セミナー開催等のほか、本事業で農業イメージが変わり、若者に魅力的に見える農業を提示することで就農者の増につなげたい。
現状としては、直近 3 年での新規就農者は平均 10 名（法人就業含む）となっているが、これを年間 15 名とする。

・収穫量・農業所得　10a 当りの収量及び所得向上率の向上（下表参照）

作物	所得率（%）	平均的な収量/kg・10a	単価(円/kg)	平均的所得/千円・10a	ベテランの最大収量/10a	単価(円/kg)	ベテラン所得/千円10a	目標とする収量/10a	単価(円/kg)	目標とする所得/千円・10a	実証者の所得向上額(千円・10a)	所得向上率(%)
きゅうり	29	21,000	270	1,654	33,000	270	2,580	27,000	270	2,100	446	126
いちご	28	4,500	1,100	1,402	8,400	1,100	2,600	6,500	1,100	2,000	598	142
チンゲン菜	60	11,000	250	1,650	21,000	250	3,150	16,000	250	2,400	750	145
アスパラガス	43	3,000	1,000	1,300	4,000	1,000	1,720	3,500	1,000	1,500	200	115

【設定の条件】
①蓄積した栽培データの活用で、ベテランの技術継承を進めたい。
②モデルとして、機械装備のある施設園芸を手始めとするが、可能な限り多品目へ拡大できないか。（施設園芸において、ほとんど機械装備いらないものも多い）
③最終目標は、全ての農業者がベテラン並みの収量を確保し、所得向上となることである。
④現在、平均収量とベテランの最大収量とでは、大きな開きがあるため、差収量の５０%の収量増を目標とする。

特に施設園芸農家において、先進農家のノウハウをデータ化し活用することで、底上げを行う。

・就業時間　従事時間８時間（現状）⇒遠隔監視含め従事時間８時間（目標）
制御（遠隔操作）が可能となれば軽作業化となり、また圃場にいなくて良い時間ができる。
→健康管理にもなり得る。日々の時間が有効に使える。計画が立てやすい。

・休日制の導入　専業農家の従事３００日（現状）⇒専業農家の従事２５０日（目標）
一貫した同レベルの制御が可能となれば、従事者同志が計画的にローテーションを組むことで休日取得できる。
認定農業者等が休日制の導入を目標とするが、なかなか実現しない。

また、上記と平行して、農業従事者および実際の購買者に対して本事業のアンケートを実施し、満足度や改善点などをまとめ、次年度以降の実証事業へ役立てることとする。

３．事業の具体的な内容

（１）事業の詳細
ア　委託事業におけるＩＣＴの利活用方法

様式１

①ＩＣＴ/クラウドサービスを利用した農業（ハウスを利用した水耕栽培）の高品質化/省力化/高度化

・ハウスの警報サービス

ハウス内の温度以上や暖房器のトラブルを警報としてメールで自動通知することで、ハウス監視の省力化を図る。

・ハウスモニタリングサービス

ハウスに設置した各種センサーの情報（温度、湿度、照度、CO2 濃度等）を計測し、サーバーへ記録し、これをスマートフォン等でグラフ化して閲覧できるようにすることで、ハウスモニタリングの省力化を図る。

・グループウェア機能

生産者と農協をネットワークで結び、市況情報や営農指導、農薬散布記録、生産電子マニュアルといったコンテンツの提供、情報の共有を行うことで、生産者の業務効率化を図る。

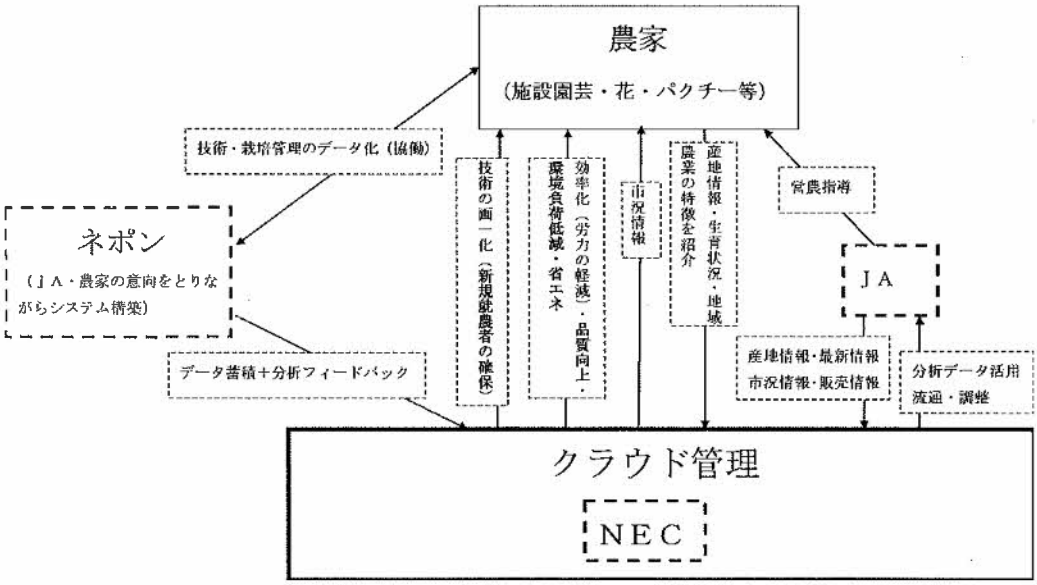

②農業従事者向けの予防医療による安心・安全向上

・農作業中のバイタルデータの比較による予防医療の充実

農業従事者の在宅時に毎朝、脈泊、血圧、体温といったバイタルデータを測定し、これをクラウド上に蓄積し、これを健診データと比較することで健康状態のチェックを行い、必要に応じて協力医療機関が健康相談を受け付ける。一方で、農作業時には加速度センサーを携帯し、作業時のアクシデント等を検知し、消防への救急要請を行う。救急搬送時には、協力医療機関において、日々蓄積されたバイタルデータを参照することで、参考情報として活用する。

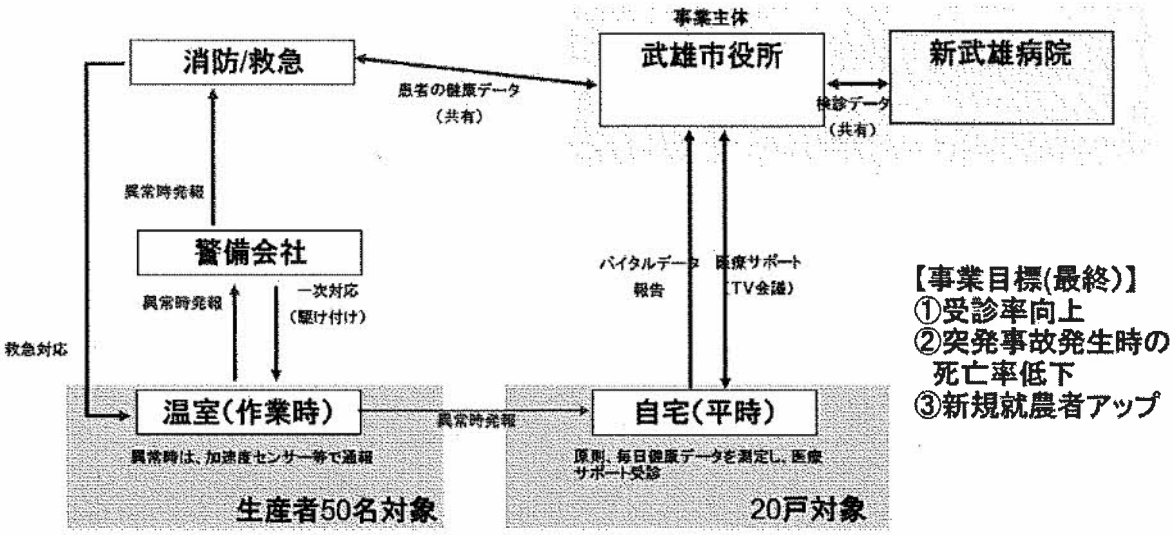

・農業従事者のレセプトデータ、健診データ、介護データの分析による、エビデンスに基づいた最適な保健事業の推進

健診（特定健診、住民健診）データの分析により、経年データを蓄積しつつ、レセプトデータと突合することで、リスクの早めの検知を行う。介護受給データについては、要介護度とレセプトデータの主疾患等との突合により、効果的な介護度の悪化予防策の分析を行う。レセプトデータについては、疾病データによる地域差、職業差をみつけ、集団に最適な指導を行い、重症化予防を促進する。

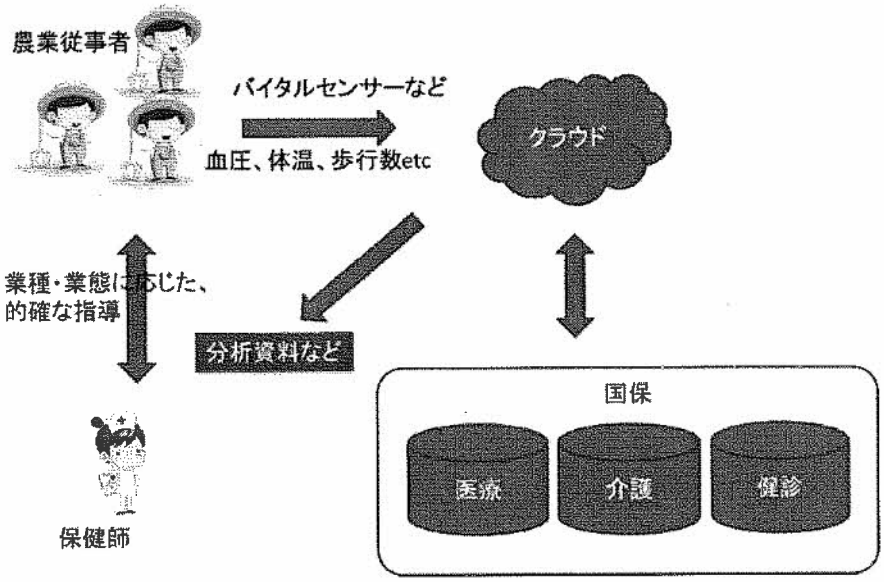

③オープンデータを利用した徹底的なシェア推進による農業従事者の資金的・人的負担の軽減

・様々なリソース（資源）及び情報のシェアを農業従事者間で行うことで、個々の農業従事者における資金的・人的負担の軽減を図る。

- トラクター等の農業機器のシェア
- 農業資材（ハウス等）のシェア
- 障がい者/季節労働者等の農業従事者のシェア
- 作業のシェア（ごみ処理等を含む）
- 行政等の必要手続きのシェア

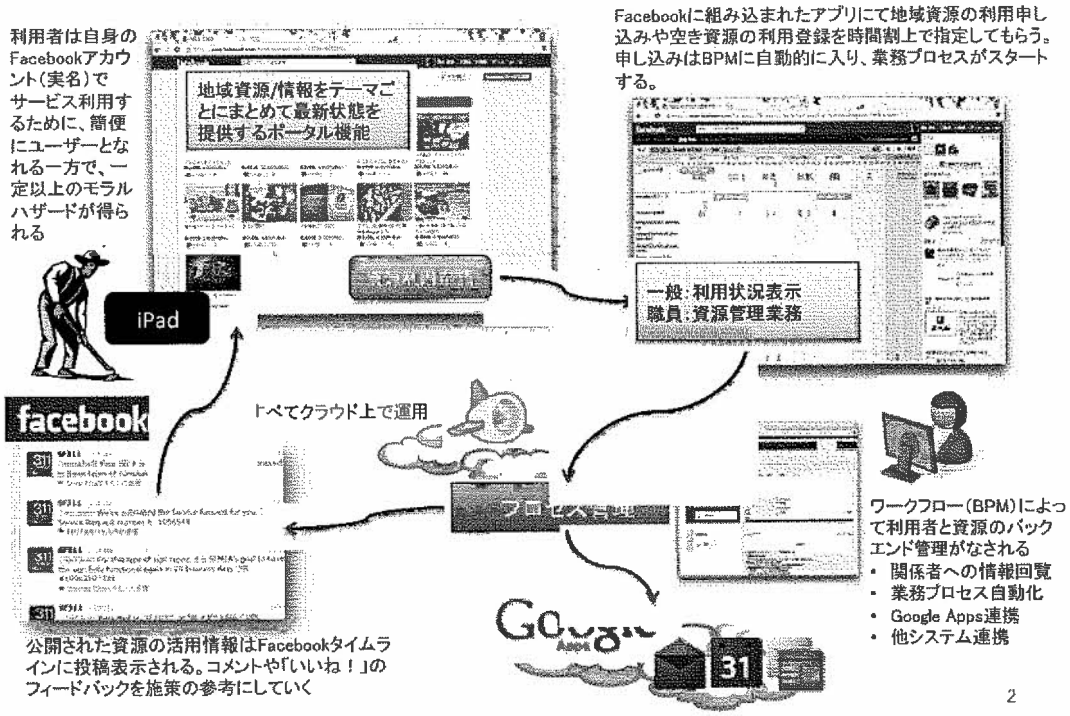

④ＳＮＳ（ＦＢ良品）を利用した本事業による生産物の高付加価値化、新たな販路拡大

・予約販売/定期販売の実施

Facebook を活用し、武雄市が運営するＦＢ良品を活用することで、ＦＢ良品のブランド力を活用し、ハウス栽培で収穫された生産物の高付加価値化を図りつつ、これまでの武雄市内を中心とした販路からネットを通じた日本全国への販路への拡大を図る。

また、昨今の一つの潮流となっているクラウドファンディングの仕組みの導入を実施し、作ってから売り先を確保するのではなく、その商品を予め欲しい人に対して、農産物を作るというサイクルを確立させることとする。これにより、プレミアム的な価格設定が可能となるため、農業収益の改善が図られる。ファンディングしていただいた方への特典としては、栽培した農産物の配布以外に、下記農場オーナーへの参加、栽培した農産物を使った試食会への参加などを想定している。

・週末農家体験/農場オーナー制の導入（Takeo Community Garden の拡張）

武雄市では、武雄コミュニティガーデンとして営農体験の取組を行っている。これを取組を拡張し、農地を週末農家体験に活用したり、農場オーナー制の導入することで単に農作物を栽培して販売する以上の付加価値をつけるための新たな取組を行う。

イ　実証要素及び実証方法

下記の各取組がそのまま実証テーマとなる。以下にそれぞれのテーマについての実証方法を記載する。

①ＩＣＴ/クラウドサービスを利用した農業（ハウスを使った水耕栽培）の高品質化/省力化/高度化

ハウスにおいて、各種センサー（温度、湿度、照度、CO2 濃度等）を設置し、これをクラウド上に集積しつつ、ハウスの警報サービス、ハウスモニタリングサービス、グループウェア機能を持つシステムを協力農家に導入した上で、収穫高の増減、農産物の品質、生産者の作業負荷をモニタリングし、システムの効果の計測を行う。

②農業従事者向けの予防医療による安心・安全向上

・農作業中のバイタルデータの比較による予防医療の充実

モニターとなる農業従事者を 15 世帯 40 名程度の事業協力者を選定し、この協力者に対し、タブレット端末を配布し、日々のバイタルデータの入力、農作業時の加速度センサーの携帯を実施してもらう。バイタルデータから異常値の検知や健診データとの突合による健康状態のチェックを行う。必要に応じて医療機関による健康相談を実施し、生活習慣の改善等を促す。

効果の検証方法として、平時の利用については、協力農業従事者の健診結果において改善項目があったかどうかを確認するとともに、アンケートによって、健康意識の向上や安心感の向上といった調査を行う。

・農業従事者のレセプトデータ、健診データ、介護データの分析による、エビデンスに基づいた最適な保健事業の推進

保健事業実施の根拠資料を収集するためのアプローチとして、個別アプローチと集団アプローチの 2 方向からデータの分析を行う。

個別アプローチにおいては、農業従事者から協力者を募り、協力者のデータを分析することで、疾病リスク・重症化リスクの抽出を行い、そのリスクを軽減するための保健指導を行う。

集団アプローチにおいては、武雄市全体のデータ分析を行い、疾病傾向の地域差を検出した上で、特定の地域を選定し、その地域向けの保健指導を行う。

これらの保健指導前後のデータの調査により、統計的手法により健康状態の改善が見られたかどうかを確認する。

③オープンデータを利用した徹底的なシェア推進による農業従事者の資金的・人的負担の軽減

シェアが可能なリソースや情報（オープンデータ）の調査を行った上で、システムに登録し、このシェアシステムの利用者をモニターとして農業従事者から募る。その上で、実際に様々なリソースや情報のシェアをサポートしつつ、運用する。その結果として、実際にシェアした農業従事者毎に、資金負担の軽減額、情報収集に係る労力の軽減量をアンケートにより収集し、この結果を持って、効果の検証を行う。

④ＳＮＳ（ＦＢ良品）を利用した本事業による生産物の高付加価値化、新たな販路拡大

ＦＢ良品は、現在稼働中のサービスであり、ここに市内の農家の協力者を募り、農産物のＦＢ良品への出品を依頼する。その上で、これまでの農家の販売チャネルとＦＢ良品における出荷量と販売単価の比較を行い、その効果の検証を行う。

（２）審査のポイントに対する適合性

①明確な街づくり戦略とＩＣＴによる解決策

ア　街が抱える課題及びその解決に向けた街づくり戦略

【施策の体系】

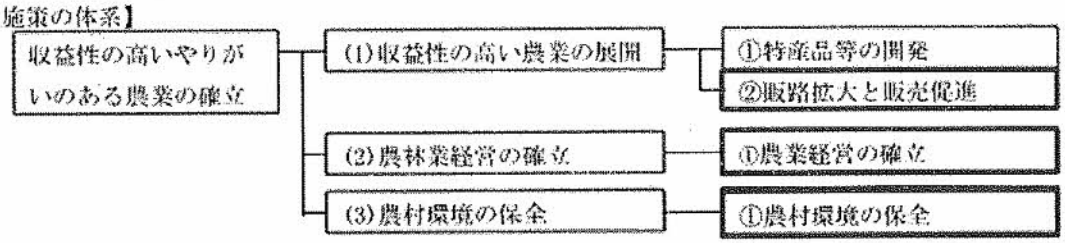

「武雄市総合計画」より

武雄市の街づくりの方向性の一つの柱として「収益性の高いやりがいのある農業の確立」というテーマを設定している。これを実現するための施策として「販路拡大と販売促進」「農業経営の確立」「農村環境の保全」が挙げられている。

それぞれの施策と当事業における取組の対応関係は以下の通り。

「販路拡大と販売促進」　⇒④

「農業経営の確立」　⇒①、②、③

「農村環境の保全」　⇒③

①ＩＣＴ/クラウドサービスを利用した農業（ハウスを利用した栽培）の高品質化/省力化/高度化

②農業従事者向けの予防医療による安心・安全向上

③オープンデータを利用した徹底的なシェア推進による農業従事者の資金的・人的負担の軽減

④ＳＮＳ（ＦＢ良品）を利用した本事業による生産物の高付加価値化、新たな販路拡大

【施策の体系】

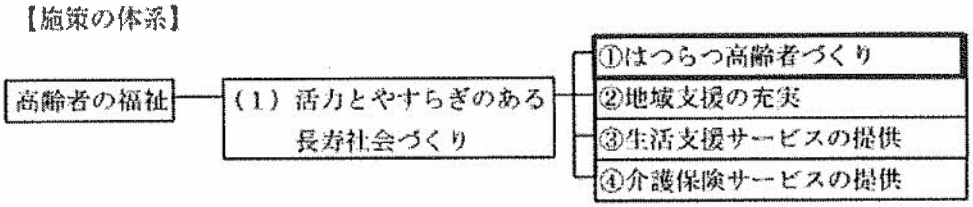

武雄市の街づくりの方向性のもう一つの柱として「高齢者の福祉」というテーマを設定している。これを実現するための施策として「はつらつ高齢者づくり」。

それぞれの施策と当事業における取組の対応関係は以下の通り。

「はつらつ高齢者づくり」　⇒②
①ＩＣＴ/クラウドサービスを利用した農業（ハウスを利用した栽培）の高品質化/省力化/高度化
②農業従事者向けの予防医療による安心・安全向上
③オープンデータを利用した徹底的なシェア推進による農業従事者の資金的・人的負担の軽減
④ＳＮＳ（ＦＢ良品）を利用した本事業による生産物の高付加価値化、新たな販路拡大

イ　ＩＣＴによる明確な解決策

①ＩＣＴ/クラウドサービスを利用した農業の高品質化/省力化/高度化

ハウスの温度異常や暖房器のトラブル、停電異常等の情報を自動配信メールで受領できるため、ハウスの異常事態が速やかに検知できるようになる。

温度、湿度、照度、CO2 の情報を自動で取得し、サーバーに蓄積することで、いつでもパソコンやスマートフォン等からレポートとして閲覧が可能となる。

グループウェア機能においては、生産部会等のグループ間で栽培マニュアル、防除暦、農薬使用のガイドライン、市況等の情報共有ができる。

営農日誌や農薬散布記録簿を登録することで、自らの作業管理を行うとともに、JA でこれらの情報をチェックすることで営農指導を行うことができる。

結果として、農業の高品質化/省力化/高度化が図られる。結果として、「農業労働力不足」、「農業所得の向上」、「就農時間の軽減」といった課題が解決される。

②農業従事者向けの予防医療による安心・安全向上

・農作業中のバイタルデータの比較による予防医療の充実

農業従事者医療機関サポートシステムにおいて農業従事者がタブレット PC で日々のバイタルデータを記録し、これをサーバー上に蓄積する。この情報と健診データの情報を照合しつつ、医療機関では農業従事者向けの健康相談を行うことで、より、多くの情報を元に健康作りのためのアドバイスが可能となる。

一方、安全作業支援サービスでは、農業従事者が農作業中に加速度センサーを携帯して作業することで、農業従事者が農作業中に倒れたりした場合に、そのセンサーのデータからサーバーで異常値を検出することで、自動で救急車の出動要請を行うことができる。救急搬送先の病院では、農業従事者の日々のバイタルデータも照会することで、本人の健康状態をより的確に把握することが可能となる。

結果として、高齢者が一人で農作業を行う場合でも、安心して行うことが可能となり、高齢の農業従事者が働き続ける環境整備により「農業労働力不足」の課題解決に貢献する。

・農業従事者のレセプトデータ、健診データ、介護データの分析による、エビデンスに基づいた最適な保健事業の推進

農業従事者のレセプトデータ、健診データ、介護データを名寄せしつつ、分析することで、疾病リスク・重症化リスクの抽出を行い、そのリスクを軽減するための保健指導を行う。

一方、武雄市全体のデータ分析を行い、疾病傾向の地域差を検出した上で、特定の地域を選定し、その地域向けの保健指導を行う。

これらの保健指導前後のデータの調査により、統計的手法により健康状態の改善が見られたかどうかを確認する。

結果として、農業従事者、農業従事者の居住地区において最適な保健指導メニューを採用することで、農業従事者向けの予防医療、介護予防を推進することで、農業従事者の安心安全が得られる。

上記の取組とあいまって「農業従事者の健康管理」の課題が解決される。

③オープンデータを利用した徹底的なシェア推進による農業従事者の資金的・人的負担の軽減

ICT のシステム上で、貸出可能な設備等の情報を登録し、必要な人がこれを借りられるような仕組みを構築する。ここでは、モノだけでなく情報もシェアする。

農業従事者間で、耕作機械をシェアすることで、初期投資を軽減することで、新規就農へのハードルを下げることが可能となる。また、誰かが入手した情報をこのシステム上で公開することで、他の人は手間暇を掛けずに情報の入手が可能となる。

このような形で、既存のモノや情報をシェアすることで、農業従事者の資金的・人的負担が軽減されることで「農業所得の向上」「就農時間の軽減」といった課題解決に貢献するだけでなく、限られた資源を有効に活用することで、「環境負担軽減・省エネ対策」の課題解決に貢献する。

④ＳＮＳ（ＦＢ良品）を利用した本事業による生産物の高付加価値化、新たな販路拡大

Facbook をプラットフォームとしてネット販売サイトでるＦＢ良品に、市内の農業従事者の生産物を出品し、実際に販売する。ＦＢ良品は、武雄市だけで最大月に 100 万円を売り上げるサイトであり、TV などのマ

スメディアへの露出も多いため、ここに出品するだけで、新たに多くの購買客を手に入れることが可能となり、武雄市外への流通網で販売することで、「武雄市」「ＦＢ良品」のブランド力を活用することで、高付加価値化することが可能となる。結果として「農業所得の向上」が図られ、これに伴って新たな就農者が増えることで「農業労働力不足」も解決される。

②平時のＩＣＴ利活用と緊急時・災害時における防災・減災機能の発揮

ア　平時におけるＩＣＴ利活用

①ＩＣＴ/クラウドサービスを利用した農業の高品質化/省力化/高度化

→農業の高品質化/省力化/高度化

②農業従事者向けの予防医療による安心・安全向上

→　農業従事者の見守りによる農作業事故やハウス内の熱中症予防、エビデンスに基づいた保健事業による予防医療・介護予防の推進

③オープンデータを利用した徹底的なシェア推進

→　農業関連の様々なリソースシェア

④ＳＮＳ（ＦＢ良品）を利用した本事業による生産物の高付加価値化、新たな販路拡大

→　農産物の流通・販売

イ　緊急時・災害時における防災・減災機能

①ＩＣＴ/クラウドサービスを利用した農業の高品質化/省力化/高度化

→　農業従事者の携帯している加速度センサーによる異常検知により、農業従事者が倒れた場合等の緊急時に消防署に自動通報することで、早期に対処することで被害を軽減する。

③オープンデータを利用した徹底的なシェア推進

→　避難所、避難者、支援者間のリソースシェア・管理による避難所・避難者支援

④ＳＮＳ（ＦＢ良品）を利用した本事業による生産物の高付加価値化、新たな販路拡大

→　救援物資のロジスティクス管理

ウ　ア、イの機能を実現するシステムの共用度

すべてのシステムを平時と災害時において共用する。

平時向け機能と緊急時・災害時における機能の切り替えについては、特段の作業は不要となっており、シームレスな機能の移行が可能である。

エ　その他

システム基盤としてクラウドサービスを利用するため、システム部分については、簡単なカスタマイズのみで他地域への展開が可能。

③共通ＩＤによるリアルタイムデータや行政保有データ等のビッグデータの利活用

ア　地方公共団体が保有するデータの利活用

○ＩＣＴ・クラウドを活用した農業（ハウス栽培）

・災害情報（地震、台風、大雨、洪水など）

・被害情報（河川氾濫、河川水位など）

・水門監視データ

○農業従事者向け予防医療

・レセプトデータ（国保分）

・健診（特定健診、住民健診）データ

・介護受給データ

○オープンデータを活用した資源・情報のシェア

・耕作放棄地データ

・有機栽培・特別栽培実施農地データ

イ　共通ＩＤの活用による複数分野のデータの共有・連携のための共通プラットフォーム

下記のデータについて、それぞれ提供元の異なる情報を共通ＩＤによりマッチングさせる。

・レセプトデータ（国保分）

・健診（特定健診、住民健診）データ

・介護受給データ

④ＩＣＴインフラ基盤やインタフェースの確保による住民参加

ア　既存のＩＣＴインフラの活用

下記のデータについて、それぞれ提供元の異なる情報を共通ＩＤによりマッチングさせる。

・レセプトデータ（国保分）
・健診（特定健診、住民健診）データ
・介護受給データ

武雄市では、市職員全員がFacebookアカウントを保有し、庁内の連絡だけでなく、対外的な情報発信も個人個人で行っている。住民もFacebookを使うことで、その声を市役所職員や市長に直接届けることができる。

イ　住民等の参加及び住民メリット

今回の事業においては、市内の農家に事業参加を募り、農家15世帯約40名の参加を呼び掛ける。これらの農家については、今年度においては、当事業の各種サービスを無料で提供し、実証実験にモニターとして参加いただく。結果として、参加農家は無償のサービスを受けつつ、期待される効果を享受できることとなる。

また、武雄市では、「Takeo Community Garden」として耕さない・肥料や農薬は使わない・草や虫を敵としない「自然農」の農業体験を広く一般市民に呼びかけ実施している。今回の事業による園芸農業においては、このオープンガーデンに参加している市民によるマイクロファンディングによる農場所有等の取組も今後検討する。これにより、一般市民も武雄市の基幹産業である農業に関わりを持つことで、地域のコミュニケーションが生まれ、地域の活性化が見込まれると考える。

⑤街と街の連携・相互補完

ア　複数の街が連携、相互補完する仕組及びその活用

本システムは、温度等が管理されたハウス栽培をはじめ、一定の地理的条件に縛られることなく実施が可能であるため、東日本大震災の影響で農地が減少した被災地への展開が考えられる。特に、すでにFB良品を実施している陸前高田市などへの展開は、販売面での連携を含め、相乗効果が期待できる。

⑥明確な街づくり戦略の下での民産学公官の連携体制

ア　首長等による街づくりの明確な戦略及びその推進体制

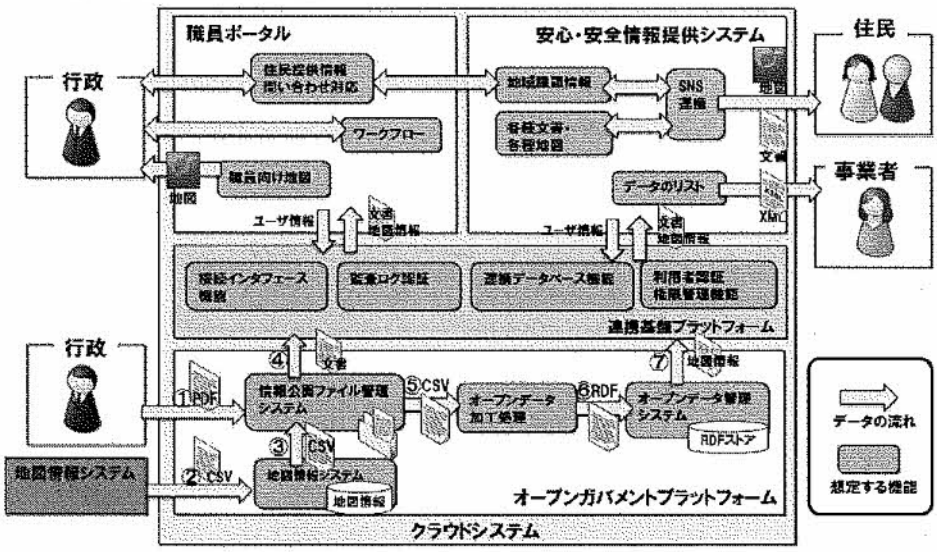

武雄市では、今までも前述までのとおりFacebookなどのSNSを利用して、積極的に行政の動向をオープンにし、知名度アップと行政の透明度アップを実現してきた。これをさらに推し進め、今年度は下図のように、行政内部のデータをオープン化し、地図をとおして表示ができるような仕組みの構築を行うこととしている。また、住民や事業者などから 例えば 道の補修が必要な場所などを逐次アップしてもらうような仕組みも同時に構築することとしている。

このように、行政データをオープンにするだけでなく、双方向の情報のやり取りが出来る基盤（オープンガバメントプラットフォーム）を梃子に、武雄市は「オープンデータシティ 武雄」を目指していくこととしている。

この基盤を元に、基幹産業である農業をどのように強い産業として育成していくかが、本事業の大きな目的となる。

武雄市のような人口５万人程度のどこにでもある規模の自治体が、オープンデータ基盤を元に、基幹産業を振興させることが出来る、ということは、他の自治体にとっても大きなモデルケースとなると考えている。

SNSなどのICTを利活用した市政の推進については、武雄市内の住民や企業にも認知されてきており、この

延長線上にある本事業は、多くの市民/企業に賛同・協力していただけるものと考えている。

また、武雄市の基幹産業である農業の育成のモデルが構築できれば、これを武雄市内全域に適用することで、現在の農業従事者約3,000名だけでなく、新規の就農者も含めて事業への市民の参画が見込まれる。

⑦費用対効果

ア　費用対効果の向上についての取組

当事業の目的の一つとして施設園芸の生産性向上を掲げている。施設園芸における生産性については熟練者と新規就農者では大きな開きがある。ベテランの作付面積10a当りの所得は平均で2,566千円であるが、平均的な農家の所得は1,513千円である。当事業の取組により、一足飛びにすべての農業従事者がベテラン並みの終了を確保することは難しいため、目標値は保守的に見積もって、差収量の50%とする。これにより、所得としては10a当り2,039千円となり、10a当りの所得増は1,053千円となる。武雄市内の施設園芸の作付面積は約225aであり、施設園芸に携わる農業従事者の所得増の総額は1年当り23,693千円となる。10年間での所得増額は23億円を超えるため、当事業は極めて高い費用対効果が得られるものと考えられる。

また、当事業においては、ハウス等の農業に関するインフラについては既存のものを活用し、また、ＦＢ良品等の既存のサービスを活用することで、経費の圧縮を図っている。

⑧確実な事業の実施及び成果展開

ア　委託事業の確実な実施

武雄市自身、これまでも現武雄市長の強力なリーダーシップの下、総務省の委託事業を多数受託しており、事業遂行に関する豊富な知見を有しているだけでなく、自治体規模としても事業遂行に関して財務基盤上の問題もない。

事業の実施・提案の体制としては、武雄市が自治体として主体的に事業を実施するだけでなく、当事業における個々の取組において豊富な実績と知見を有し、これまでにも武雄市若しくは武雄市内の団体・企業と協業している事業者が参加することで、事業遂行能力を担保している。

イ　委託事業終了後の事業継続性

平成26年度以降のランニングコストについては、受益者負担の原則に従い、基本的には本事業に参加する農業従事者が負担する想定。武雄市や本事業に参加する事業者による費用負担については、実証によって得られた効果等を踏まえ検討・判断するものとする。

ウ　その他

・国の事業ではないが、ICTを活用した地域活性化の取組としては、市の公式ホームページのFacebook化と市職員全員へのFacebook IDの付与とFacebookによる市長をはじめとする職員全員による情報配信の取組として実施している。これにより、ホームページのアクセスは、それまでの月間5万ページビューから200万アクセスに一気に増加した。また、市民の声が直接市職員に届き、職員の日々の取組も市民に知られるところとなり、市役所と市民のコミュニケーションの促進による地域活性化が果たされた。この取組の派生事業であるＦＢ良品(Facebookを使ったｅコマースサイト)を当事業における農産物の高付加価値化、販路拡大に活用する。

・平成22年において情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金において山内東小学校、武内小学校にiPadとインタラクティブホワイトボードの導入を行い、ICT教育の導入を行い、児童へのICT教育を実施するだけでなく、ICT支援員、デジタルコンテンツ作成支援員の育成を行った。結果として、当地域のICT人材の育成とICT人材の活用を通じた地域活性化を行った。農家へのICT機器の使用方法の指導等の際にこれらのICT人材を活用することで、既存のリソースの活用を図る。

・武雄市は千葉市、奈良市、福岡市と協働で2013年4月1日に「ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会」を設立し、各市が保有する人口動態・歳入・歳出の状況、福祉や教育等にかかわる膨大なデータを個人情報に配慮したうえで二次利用が可能な形で公開し、新たな価値創造につなげるための活動を行っていくこととしている。当事業におけるビッグデータ・オープンデータの活用方法についても、この協議会を通じて公開し、他地域へも広めていく想定である。

（３）その他の事業要素

当事業においては、農業従事者にターゲットを絞った、エビデンスに基づく（ビッグデータを使った）保健事業による農業生産性の向上の実証実験を行う。

これまでの保健事業は、市町村単位で行っているが、市町村毎の現状分析結果等のエビデンスによる疾病傾向等を踏まえたものではないものが多く、その効果の検証もできていない状況である。

当事業では、レセプトデータ、健診データ、介護受給データを名寄せした上で、データを一定期間以上蓄積し、これを分析して特定のグループに所属する人の疾病傾向分析を行う。当事業においては、これを特定地域の農業従事者としてグルーピングする。特定の疾病の発症率が他の地域に比較して高いような事実を抽出することで、これ

を予防するための保健事業を実施する。保健事業の実施結果についてもこれらのデータを分析することで、検証する。エビデンスに基づく保健事業を行い、その効果検証を行うことで、保健事業の費用対効果の測定が可能となる。結果として、一定の成果が挙げられれば、積極的に保健事業に投資を行うことで、市の医療費、介護保険料の負担を軽減するような取組を行っていくことが可能となる。

このような仮説の検証をビッグデータを使って実施する。

４．実施体制

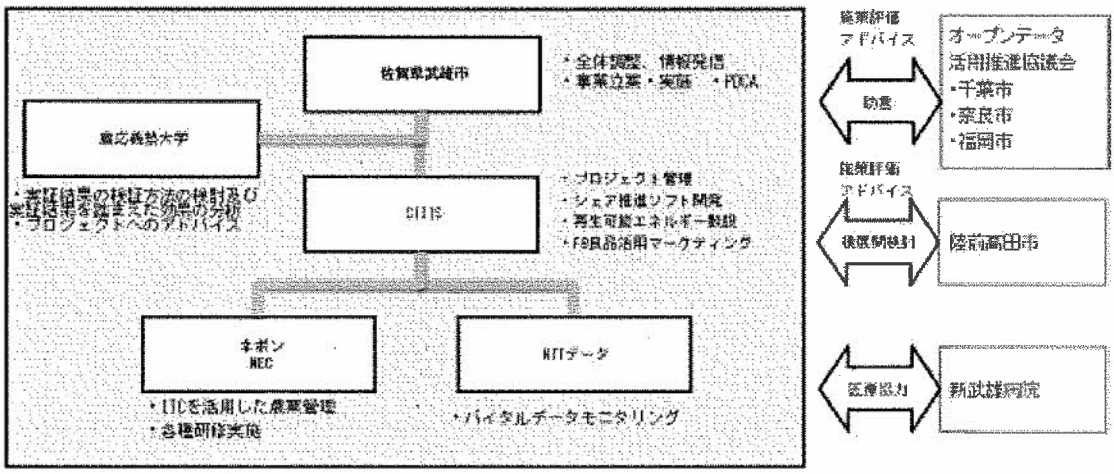

各主体の役割		
NO	名称	役割及び責任
1	武雄市	・全体調整 ・事業立案・実施 ・PDCA ・情報発信
2	慶應義塾大学	・実証結果・実証結果の検証方法の検討及び実証結果を踏まえた効果の分析 ・プロジェクトへのアドバイス
3	株式会社SIIIS	・プロジェクト管理 ・シェア推進ソフト開発 ・ＦＢ良品活用マーケティング
4	ネポン株式会社	・ICT を活用した農業管理 ・各種研修実施
5	ＮＴＴデータカスタマーサービス株式会社	・バイタルデータモニタリング

様式２

平成24年度補正予算ＩＣＴ街づくり推進事業　予算計画書
（実証事業名）オープンデータシティ武雄の見える化とエコシステムによる農業活性化
（実証機関名）武雄市

項　　目	積算内容	金額［円］
Ⅰ．物品費		
１．設備備品費		
２．消耗品費		
Ⅱ．人件費・謝金		90,000
１．実証担当者費		
２．実証補助者費		
３．謝金	シンポジウム講師に対する謝金　(30,000円×3名)	90,000
Ⅲ．旅費		244,800
１．旅費	講師　81,600円（関東⇔武雄市１泊２日）×３名	244,800
Ⅳ．その他		200,000
１．外注費		
２．印刷製本費	シンポジウム用パンフレット製本費1,000円×200部	200,000
３．会議費		
４．通信運搬費		
５．光熱水料		
６．その他（諸経費）		
７．消費税相当額		
直接経費	Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ	534,800

（壱円未満は端数切捨）

Ⅴ．一般管理費	（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）×(一般管理費率 **.*%)	

Ⅵ．総　額	Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴ	534,800

（注１）実証担当者の時間単価は、原則として総務省が別に定める人件費標準単価表を用いること。
人件費標準単価表を用いない場合及び実証補助者の時間単価については、時間単価の根拠となる資料を添付すること。
（注２）一般管理費率は、契約書に基づく比率を記入すること。